

2016 年度私立高校・中学生の経済的理由による退学と学費滞納調査のまとめ

1. 調査の目的

- ・調査は、2016 年度（2016 年 4 月～2017 年 3 月末）に経済的理由で私立高校、私立中学を退学（学費未納による除籍を含む）した生徒の状況と 2017 年 3 月末の学費滞納状況を可能な限り把握し、必要な措置を行政に要請して私学に学ぶ生徒の学ぶ権利を守るために行いました。
- ・本組合では、1998 年度以来毎年同様の調査を行っており、9 月末は学費滞納調査として 3 ヶ月以上の学費滞納生徒数を中心にし、3 月末にはその年度の 1 年間に経済的な理由で中途退学した生徒数を中心に調査し、今回が 19 年目の調査です。

2. 調査の時期

調査は、2017 年 3 月末現在での、2016 年度 1 年間の経済的理由でも中途退学と 3 か月以上の学費滞納の状況を調べたものです。

3. 調査方法

調査方法は、別紙の調査用紙を本組合加盟の各学校（全日制私立高等学校及び私立中学校）の教職員組合を中心に配布（各県私教連を通して配付、FAX やメールで配信）し、各学校の協力を得て調査用紙を回収し、全国私教連が集計しました。

4. 回答状況

- ・36 都道府県の私立高校 323 校（生徒数 270,087 人）、26 都道府県の私立中学 149 校（生徒数 56,828 人）から回答がありました。
- ・上記の学校数、及び生徒数を平成 28 年度文部科学省「学校基本調査」で見ると、以下の割合になります。
高校…全国の全日制私立高校 1,292 校の 25.0%、私立高校生徒数 1,044,994 人の 25.8%
中学校…全国の私立中学校 776 校の 19.2%、私立中学生徒数 241,545 人の 23.5%

5. 調査のまとめ

（1）2016 年度の 1 年間に経済的理由で中退した私立高校生の総数は 50 人（0.02%）となり、人数、割合ともに調査した 19 年間で最低になりました。

- ① 経済的理由による私立高校の中退生徒数 50 人（0.02%（0.0185%））は、昨年度 47 人（0.02%（0.0188%））と比較しても過去最低であり、一昨年度（101 人、0.04%）と比較すると人数、割合でほぼ半減し、この 2 年間は最低水準を維持しています。

経済的な理由での私立高校中退生徒数 50 人はこれまでの私たちの統計では、最も多かったリーマンショックの起きた 2008 年度の中退者 513 人と比較すると 10 分の 1 になっており、就学支援金導入前の 2009 年度の 200 人と比較すると 4 分の 1 になっています。

ただ、昨年度と同率であることを考えると、現行制度のもとでは中退者数の減少が頭打ちになっているとも思えます。

年度	経済的理由による中退生徒数	同中退率（中退生徒数／調査生徒数）	調査生徒数
1998	261人	0.13%	203,355人
1999	318人	0.15%	216,505人
2000	299人	0.12%	239,797人
2001	347人	0.15%	229,579人
2002	355人	0.17%	205,850人
2003	293人	0.16%	183,697人
2004	279人	0.19%	147,675人
2005	285人	0.16%	179,630人
2006	188人	0.11%	164,842人
2007	407人	0.21%	195,264人
2008	513人	0.20%	260,834人
2009	200人	0.09%	226,914人
2010	148人	0.06%	264,576人
2011	110人	0.04%	285,506人
2012	118人	0.04%	277,214人
2013	83人	0.03%	256,001人
2014	101人	0.04%	242,432人
2015	47人	0.02% (0.0188%)	260,542人
2016	50人	0.02% (0.0185%)	270,087人

- ② 経済的理由で私立高校を中退した生徒のいる学校数は、16都府県34校（回答した323校中10.5%）で、昨年（31校・10.2%）よりも微増していますが、過去最低レベルです。

中退者のいる学校（34校）の1校平均では1.47人（昨年度1.52人）と中退者が学校によって偏りがあることがわかります。

（経済的理由による中退者は2014年度280校中42校に101人、2013年度300校中41校に83人、2012年度317校中52校に118人、2011年度340校中55校に110人、2010年度324校中56校に148人、2009年度282校中72校に200人、2008年度315校中134校に513人、2007年度234校中72校に407人、2006年度194校中90校に188人）

- ③ 3月末での3ヶ月以上の学費の滞納生徒は128校に678人（昨年度は131校に786人）で調査開始以来最低でした。生徒数の割合（滞納生徒数／対象生徒総数）は0.25%で、初めて0.3%を下回り、割合でも調査開始以来最低でした。

なお、これらの生徒は学費の滞納をかかえたままで進級または卒業した生徒です。

【3月末現在で3ヶ月以上の学費滞納の生徒数の推移】

年度	3ヶ月以上の学費滞納生徒数	同割合（滞納生徒数／調査生徒数）	調査生徒数
1998	1932人	0.95%	203,355人
1999	1789人	0.83%	216,505人
2000	1489人	0.62%	239,797人
2001	1379人	0.60%	229,579人
2002	1871人	0.91%	205,850人
2003	1247人	0.68%	183,697人

2004	1385人	0.94%	147,675人
2005	1389人	0.77%	179,630人
2006	1521人	0.92%	164,842人
2007	1805人	0.92%	195,264人
2008	1,887人	0.72%	260,834人
2009	1406人	0.62%	226,914人
2010	1399人	0.51%	264,576人
2011	1194人	0.42%	285,506人
2012	950人	0.34%	277,214人
2013	807人	0.32%	256,001人
2014	762人	0.31%	242,432人
2015	786人	0.30%	260,542人
2016	678人	0.25%	270,087人

また、3 か月以上の学費滞納している生徒が在籍している学校数は 128 校（回答した高校の 39.6%）あり、初めて 40%を下回りました。2015 年度の 131 校（43.2%）、2014 年度の 132 校（280 校の 46.8%）、2013 年度 133 校（300 校の 44.3%）、2012 年度 159 校（317 校の 50.2%）、2011 年度 171 校（340 校の 50.3%）、2010 年度 193 校（324 校の 59.6%）、2009 年度 189 校（282 校の 67.0%）、2008 年度 208 校（315 校の 66.0%）と比較すると減少傾向です。

2013 年度以降は回答した学校の過半数が滞納生徒なしという状況が続いています。

④ 経済的理由による私立中学校の中退生徒数は 3 校に 3 人、中退率は 0.01% で、過去最低の生徒数及び割合でした。

2015 年度 8 校 8 名・中退率 0.02%、2014 年度 6 校 10 名・中退率 0.02%、2013 年度 8 校 8 名・中退率 0.02%、2012 年度 0.02%、2011 年度の 0.13%、2010 年度 0.02%、2009 年度 0.04%、2008 年度 0.05%、2007 年度 0.06%、2006 年度 0.03%です。

⑤ 私立中学生の 3 ヶ月以上の学費滞納生徒数は 35 校（回答した学校の 23.5%）に 68 人おり、滞納生徒の割合（滞納生徒数／対象生徒総数）は 0.12% でした。昨年度の 44 校（33.1%）77 人、0.15% の割合と比較すると減少しています。

2015 年度以前の中学校での滞納生徒の割合は 2014 年度 0.16%、2013 年度 0.09%、2012 年度 0.19%、2011 年度の 0.15%、2010 年度 0.20%、2009 年度 0.22%、2008 年度 0.20%、2007 年度 0.17%、2006 年度 0.26%です。

(2)私立高校生の中退・滞納での自治体間格差は拡大

①2016 年度に経済的な理由で中退した生徒（50 人）のうち、最も多かったのは熊本の 3 校で 9 人でした。熊本地震との直接的な関連は記入されていませんでしたが、震災に伴う家計状況が学費の滞納や中退に結びついていることも考えられます。具体的には以下のような記述がありました。

- ・「2016 年度においては、特に 1 年生の経済的な理由による退学者が目立った。本校では、片親の家庭が多いことから、校納金が支払えず、退学を余儀なくされるケースが多く、年々増加しつつある」（A 校）
- ・「滞納者のうち、9 割が父子・母子家庭のため、毎月の支払状況が悪く、また連絡がつかないことが多々あり、学校側としても対応が厳しい状況にある」（A 校）

②滞納生数と割合は一律ではなく、青森県ではこの 3 年間、1.05%→1.39%→1.39%と全国の自治体で

唯一 1%を超えています。また、宮城でも 0.95%→1.2%→0.8%と高い割合を示しています。

青森県では就学支援金の 2.5 倍給付世帯（生活保護世帯と非課税世帯）の全生徒に占める割合が 25%と全国で最も高く、しかも県の単独補助が家計収入 350 万円未満世帯までで、減免制度の支援対象が授業料に限定され、施設設備費が対象になっていないことなどがその理由と考えられます。

また、宮城県では市町村民税非課税世帯までしか県単補助がありません。

	2017年3月末						2016年3月末						2015年3月末					
	中退			滞納			中退			滞納			中退			滞納		
	生徒数	1校当	比率(%)	生徒数	1校当	比率(%)	生徒数	1校	比率	生徒	1校	比率	生徒数	1校	比率	生徒	1校	比率
全国	50	0.15	0.02	677	2.12	0.25	47	0.16	0.02	786	2.59	0.3	101	0.36	0.04	760	2.71	0.31
青森	3	0.2	0.04	119	7.98	1.39	2	0.15	0.03	97	7.49	1.39	4	0.44	0.09	49	5.44	1.05
宮城	2	0.5	0.09	17	4.25	0.8	0	0	0	40	13.33	1.2	2	0.5	0.05	38	9.5	0.95
山形	2	0.2	0.04	20	2	0.39	0	0	0	24	2.4	0.45	5	0.45	0.09	36	3.27	0.67
栃木	3	0.2	0.02	10	0.67	0.06	3	0.2	0.02	19	1.27	0.12	18	1.2	0.11	27	1.8	0.16
東京	8	0.17	0.02	68	1.42	0.19	14	0.33	0.04	88	2.05	0.24	23	0.53	0.06	52	1.21	0.14
長野	1	0.09	0.01	13	1.18	0.17	1	0.08	0.01	19	1.58	0.23	1	0.08	0.01	20	1.54	0.23
新潟	1	0.05	0.01	65	3.42	0.5	0	0	0	52	2.74	0.4	0	0	0	52	2.74	0.41
岐阜	4	1	0.12	1	0.25	0.03							0	0	0	2	2	0.11
愛知	2	0.05	0.005	27	0.68	0.06	6	0.15	0.01	26	0.63	0.06	13	0.33	0.03	95	2.44	0.23
大阪	7	0.44	0.04	95	5.94	0.6	1	0.1	0.01	94	9.4	0.97	6	0.67	0.05	62	6.89	0.54
兵庫	2	0.29	0.03	16	2.29	0.28	2	0.29	0.04	9	1.29	0.17	1	0.2	0.02	18	3.6	0.44
広島	1	0.05	0.01	15	0.71	0.11	0	0	0	14	1	0.14	0	0	0	30	2.14	0.32
山口	3	1.5	0.24	5	2.5	0.41	0	0	0	18	2.57	0.41	1	0.2	0.03	8	1.6	0.23
香川	1	0.25	0.03	1	0.25	0.03	6	1.5	0.19	26	6.5	0.83	0	0	0			
福岡	1	0	0.2	9	9	1.06	2	1	0.09	13	6.5	0.56	5	0.56	0.08	24	2.67	0.39
熊本	9	3	0.34	10	3.33	0.38	0	0	0	13	13	1.11	0	0	0	35	7	0.74

6. 「2016 年度末で就学支援金制度の見直し後の 3 年になり、今年度は就学支援金制度の見直しが国会や文部科学省で検討されます。現行の就学支援金の見直しについて、優先させるべき課題はどれだと思いますか。次から選んで記号に○をつけてください。（複数回答可）」について

(1) 改善に向けた優先課題として回答したのは以下の通りでした。割合の母数は 3 1 9 校

昨年度に比べて「入学金への補助」と「事務手続きの簡素化」が大きく伸びています。2016 年度の入学金補助制度がある自治体は 18 であり、補助対象とする自治体が増える中で対象外の自治体も多く要求の強さになってきていると思われます。

また、事務手続きは 3 学年（全校生徒）の生徒が対象になった年であり、事務手続きの簡素化を求める声に集中していると思われます。さらに、所得制限（910 万円未満対象）についても撤廃要求が多くなってきています。

さらに「事務の簡素化」が新潟 84%、茨城 77%、広島 76%、「施設設備費を対象に」が青森では 67%など高い割合を示し、自治体によるばらつきがありました。（別紙一覧表）。

項目	今回の調査		昨年度調査	
	回答数	%	回答数	%
ア. 所得制限をなくし、全員に給付してほしい。	136	42.1	108	35.6
イ. 低所得層への加算額をふやしてほしい。	105	32.5	86	28.4
ウ. 加算世帯の所得水準を上げて、中所得層（家計所得 800 万円程度）まで加算してほしい。	81	25.1	86	28.4
エ. 授業料だけでなく施設設備費も支給対象にしてほしい。	127	39.3	119	39.3
オ. 入学金への補助制度を確立してほしい。	91	28.2	59	19.5
カ. 私立中学生にも就学支援金を支給してほしい。	84	26.0	71	23.4
キ. 事務手続きの簡素化をしてほしい。	204	63.2	168	55.4
ク. その他（具体的にお書きください）				

(2) 「ク. その他 自由記述」は以下の通りです（詳しくは資料参照）。

- ・世帯年収 350～590 万円程度の世帯への加算額を増やしてほしい。（山形・広島）

- ・中学生保護者をはじめとして、社会全体に就学支援金制度の周知徹底をはかってほしい。（宮城）
- ・就学支援金が、両親の死亡等以外による家庭の経済状況の急変に対応できると、生徒支援の幅が広がる。（茨城）
- ・所得確認の簡素化（保護者負担の軽減）→マイナンバーとのリンクが将来的にできないか。（千葉・長野・福岡）
- ・日本が話せない保護者への対応、啓蒙。（千葉）
- ・学則上の納入金に対して、支給対象にしてほしい。（東京）
- ・授業料の無償化を切に願いたい。（新潟・他多数）
- ・中間層（350～590万円未満の世帯年収）の生徒の未納が多いので、加算額を見直してほしい。家計のために夫婦共働きをしている世帯が県では特に多いが、そのことが所得制限や区分の充実に影響を及ぼしていると考えられる。（福井）
- ・本人や保護者が外国籍であったり寡婦（父）家庭でもいろいろな状況があったりして事務手続きも大変になっている。もう少し簡素な方法が必要。次回からはマイナンバーも導入されるとさらに大変になってくると思う。（愛知）
- ・自治体の区別なく、全国一律すべての高校生に無償化が行き渡るように。事情により保護者と一緒に居住できていない生徒もあり、高校生が1人で煩雑な書類の準備が困難な状況があるので、事務手続きを極力なくしてほしい。（京都）

7. 調査結果の分析と今後の課題

（1）経済的な理由で中途退学した私立高校生は人数、割合ともに過去最低になりましたが、その理由として以下の点が考えられます。

① 見直し後の就学支援金制度の定着

低所得層への加算と奨学のための給付金を柱とする国の就学支援金制度の見直し（2014年度1年生実施から学年進行）が2016年度で全学年が同水準になり、その政策効果としてこの結果を生んでいると考えられます。

【2016年度就学支援金制度（国）対象：全学年生徒】

生活保護世帯・住民税非課税世帯…年額 297,000円（2013年度までは237,600円）
 家計収入 350万円未満世帯…年額 237,600円（2013年度までは178,200円）
 家計収入 590万円未満世帯…年額 178,200円（2013年度までは118,800円）
 家計収入 910万円未満世帯…年額 118,800円（2013年度までは118,800円）
 家計収入 910万円以上世帯…支給なし（2013年度までは118,800円）

【奨学のための給付金】

2014年創設…生保世帯と非課税世帯（標準世帯で年収250万円未満）に支給

- ・生活保護世帯…私立高校生 52,600円（年額）、国公立高校生 32,300円、修学旅行費用相当額
- ・第1子高校生…私立高校生 38,000円（年額）、国公立高校生 37,400円、教科書・教材費・学用品等
- ・23歳未満の扶養兄弟がいる第2子以降…私立高校生 138,000円、国公立高校生 129,700円

2015年度の改善

- ・概算要求で第1子も138,000円を要求するも、実現されず（前年同額）。
- ・申請用紙記入の改善、申請手続きの簡素化

2016年度の改善

- ・高校生奨学給付金の拡充…非課税世帯第1子 67,200円に。

2017年度の改善

- ・高校生奨学給付金の拡充…非課税世帯第1子 84,000円に。

② これに加え自治体単独の減免制度も拡充した結果、保護者負担が減少したことが要因と考えられます。以下は2016年度の各県の補助制度の到達点です。しかし、同時に自治体間格差が大きな課題として浮かび上がってきています。

【県単補助 590 万円までの自治体が 2014 年の 13 自治体→2016 年度 18 自治体へ…】

学費（授業料）・入学金補助制度	該当自治体	
低所得世帯へ学費（授業料＋施設設備費）の学費の全額補助	大阪（609万円未満世帯まで）、京都（500万円未満世帯まで）、埼玉（500万円未満世帯まで）、鳥取（生保・非課税世帯）、広島（生保・非課税世帯）	5
自治体単独補助が800万円世帯まで	愛知（840万円）、京都（910万円）、大阪（800万円）福岡（一律補助6000円）	4
自治体単独補助が590万円未満世帯まで	秋田、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、福井、愛知、岐阜、滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫、岡山、徳島、香川、福岡	18
低所得世帯は一部施設設備費まで支援する	北海道、山形、埼玉、山梨、新潟、福井、京都、大阪、鳥取、岡山、広島、山口、福岡	13
低所得世帯に入学金のほぼ全額補助	愛知（350万円未満世帯20万円）、山形（生保世帯全額）、富山（生保・250万円未満世帯74,350円（入学金平均額－公立高校入学金）、福井（生保・250万円未満世帯に92,350円（入学金平均額－公立高校入学金）、山口（350万円未満世帯7万円）、熊本（生保世帯6万円）	6
入学金補助が中所得世帯まで	埼玉（609万円未満）、愛知（800万円未満）、神奈川（760万円未満）、福井（590万円未満）	4
入学金補助制度がある	秋田、岩手、山形、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、広島、山口、熊本、鹿児島	18
私立中学生に県単の学費補助制度がある	鳥取（年収910万円未満世帯に118,800円～297,000円支給）、高知（生保世帯、住民税非課税世帯に授業料全額補助）	2
自治体単独補助がない	岩手、群馬、沖縄	3
生保・住民税非課税世帯だけに県単補助	宮城、島根、山口、鹿児島	4
生保・住民税非課税世帯で年20万円以上の自己負担が残る	宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、長野、岐阜、三重、滋賀、奈良、岡山	13
自治体単独補助に学校負担がある	宮城（20～10%）、茨城（10%）、栃木（10%）、香川（18%）、佐賀（10%）、熊本（20%）、大分（50%）、宮崎（33.3%）	8

【2016年度新入生学費と補助額及び自己負担額】

自治体名	学費 (授業料+施設設備費) A	入学金 B	初年度 納入金 C=A+B	非課税世帯 補助額 D	非課税世帯 自己負担額 E=C-D	590万世帯 補助額 F	590万世帯 自己負担額 G=E-F
福井	354,000	98,000	452,000	432,950	19,050	275,000	177,000
愛知	445,164	201,018	646,182	594,800	51,382	365,200	280,982
鳥取	451,379	53,125	504,504	451,379	53,125	178,200	326,304
山口	419,498	79,000	498,498	426,400	101,798	178,200	320,298
埼玉	573,924	226,948	800,872	673,924	126,948	350,000	450,872
京都	723,348	89,436	812,784	650,000	162,784	228,200	584,584
大阪	594,674	193,095	787,769	594,674	193,095	594,674	193,095
滋賀	585,200	152,000	737,200	358,000	379,200	257,200	479,600

宮城	649,089	71,139	720,228	340,889	379,339	178,200	542,028
栃木	540,854	144,586	685,440	294,000	391,440	178,200	507,240
岡山	682,206	83,913	766,119	357,000	409,119	202,200	480,519
兵庫	592,226	235,337	827,563	379,000	448,563	178,200	649,363
茨城	612,638	190,625	803,263	316,750	486,513	180,000	623,263
東京	649,312	249,474	898,786	387,000	511,786	282,600	616,186

③ 各自治体私学担当課が制度の周知をパンフレットで周知（大分、埼玉）、チラシの作成と説明（広島、東京）などで中学3年生に説明し、周知する努力をしている自治体が増えてきています。

④ 学費滞納への学校や社会の対応の変化があげられます。

就学支援金や県の減免が支払われるまで待つて対応をしたり、それでもお金が不足する場合などには社会福祉協議会の特別貸付制度を案内するなどして、中退者を生まない対応をするようになってきていることが中退者の減少につながっていると考えられます。

また、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金の「教育支援資金」の特別貸し付けが臨時的措置から恒久的措置に変更（2013年2月）や、県市町村での独自の奨学金制度の拡充など社会的な支援体制の充実が進んだことがあげられます。

（2）学費の公私間格差が小さくなり、私立高校へ入りやすくなった結果、中卒生徒が減少するなか、私立高校生の数が増えてきています。だれでも学費のことを気にしないで、行きたい学校に進学できるように学費のいっそうの公私間格差是正が求められます。

この4月から文部科学省で就学支援金制度の2回目の見直し議論が「高校生等への修学支援に関する協力者会議」として開始されました。このなかで山形県がヒヤリングの対象となり「私立高校への進学率が少しずつ上昇しているのは、私学への支援が手厚くなったので、私学を選ぶようになった」という認識が共有されました。

しかし、自治体の努力のみの評価ではなく、それを国が下支えする方向（就学支援金の拡充）も同時に実現していくことが必要不可欠の課題だと考えます。

年度	私立高校生徒数	前年度比	公立高校生徒数	前年度比	全日制生徒数合計	私立生徒割合
2003 H15	1,111,198	-31,024	2,578,888	-86,422	3,690,086	30.1%
2004 H16	1,093,532	-17,666	2,506,468	-72,420	3,600,000	30.4%
2005 H17	1,064,974	-28,558	2,420,939	-85,529	3,485,913	30.6%
2006 H18	1,034,660	-30,314	2,342,194	-78,745	3,376,854	30.6%
2007 H19	1,009,803	-24,857	2,279,375	-62,819	3,289,178	30.7%
2008 H20	1,001,013	-8,790	2,248,963	-30,412	3,249,976	30.8%
2009 H21	994,271	-6,742	2,232,851	-16,112	3,227,122	30.8%
2010 H22	999,040	4,769	2,244,666	11,815	3,243,706	30.8%
2011 H23	999,720	680	2,224,849	-19,817	3,224,569	31.0%
2012 H24	1,015,704	15,984	2,219,103	-5,746	3,234,807	31.4%
2013 H25	1,020,297	4,593	2,184,034	-35,069	3,204,331	31.8%
2014 H26	1,036,007	15,710	2,187,372	3,338	3,223,379	32.1%
2015 H27	1,039,426	3,419	2,173,732	-13,640	3,213,158	32.3%
2016 H28	1,044,994	5,568	2,162,650	-11,082	3,207,644	32.6%

（2）自治体間格差が拡大し、滞納・中退の格差につながってきているが、自治体の努力にも限度があり、改善のためには国の就学支援金による底上げが重要です。

公私間格差と並んで自治体間格差の解消が大きな課題となっていますが、自治体の財政力にも限度があり、自治体の背策を底上げする意味からも就学支援金制度の拡充が必要です。

(3) 就学支援金の事務手続きの簡素化が7割近い学校から回答がありました。申請・給付事務の簡素化や事務手数料の拡充で人件費対応を可能にするなど私立高校での事務手続きの簡素のための施策が必要です。

8. 就学支援金制度の2回目の見直しにあたり全国私教連が要求すること

①低所得世帯への加算…就学支援金の加算額を現行の最大 2.5 倍 (297,000 円) を 3 倍 (356,400 円) にすることをはじめ、590 万円までの世帯への加算額を一律 59,400 円ずつ加算すること。

3.5 倍 (415,800 円) にすることで生活保護世帯と非課税世帯で、就学支援金だけで学費の実質無償化が実現するのがこれまでの埼玉、京都、大阪、鳥取、広島 の 5 府県に加え、北海道、福島、福井、島根 の 4 道県と合計 9 道府県になります。また、3.5 倍化された就学支援金に現在の自治体加算 (単独減免) を加えると、先の 9 道府県に加え、青森、山形、新潟、富山、石川、静岡、山口、長崎、大分の 18 道府県が施設設備費を加えた学費が無償になります。

今回の見直しで、就学支援金の 3 倍 (356,400 円) をめざしますが、3 倍に現在の自治体加算 (単独減免) を加えると、埼玉、京都、大阪、鳥取、広島 の 5 府県に加え、北海道、福井、愛知、島根、長崎と 5 道県、合計 10 道府県が生活保護世帯と非課税世帯で学費無償が実現します。

②就学支援金の所得制限を撤廃し、支給対象を全世帯にすること。

③就学支援金の支給対象に施設設備費を加えること。また、授業料に施設設備費を加えて学費 (学納金) とすること。

この結果、施設設備費までを支援対象にしている自治体は、低所得世帯で全額対象にしている埼玉、京都、大阪、鳥取、広島 の 5 府県に加え、2016 年度の水準で 26 都道県で学費無償化が実現し、31 都道府県で私立高校の無償化が実現します。

また、各学園が施設設備費を授業料に加え、学納金は授業料に一本化する対応も重要であり、学費の総額維持であれば「授業料値上げ→補助金の減額」という行政指導も改めるよう要請します。

④自治体加算世帯を年収 800 万円未満世帯 (中所得層) まで拡大すること。

2015 年度で、590 万円未満世帯まで自治体単独加算がある自治体は 17 都府県になり、800 万円未満まで加算があるのは 4 府県です。文部科学省の制度設計図では 590 万円までの世帯への自治体単独加算を想定していますが、この層までの自治体単独加算を求めます。また、自治体単独加算をした場合にはその財源への次年度に交付税措置を求めます。

⑤奨学のための給付金の給付対象を年収 350 万円まで拡大すること。

⑥国による入学金補助制度を創設すること。

現在、額の大小はあますが私立高校生への入学金補助を行っている自治体は 21 都府県になります。残る自治体が制度化するために、国が一定額を就学支援金の一部として補助することを求めます。

国の基礎的な補助額をもとに、各自治体は、年収 350 万円未満世帯には入学金全額補助、590 万円未満世帯にはそれぞれの県内私立高校の入学金平均額の補助を行うことを求めます。

⑦私立中学生への学費支援制度を拡充すること。

⑧自治体単独減免の学校負担が残る 8 県は直ちにこの制度を廃止すること。

⑨経常費の 1/2 助成実現で、教育条件の公私格差是正を。

以上

③ 私立高校・中学生の学費滞納・経済的理由による中退調査(1999年3月～2017年3月)

	県数	学校種	学校数	生徒数	滞納生徒数	滞納比率	1校当滞納	退学者	1校当中退数	退学比率	修学旅行不参加
1999年3月末	28	高校	189	203,355	1,932	0.95%	10.2	261	1.38	0.13%	136名
		中学校	62	25,313	69	0.27%	1.1	7	0.11	0.03%	
2000年3月末	27	高校	210	216,505	1,789	0.83%	8.5	318	1.51	0.15%	207名
		中学校	62	26,066	73	0.28%	1.2	16	0.26	0.06%	
2001年3月末	27	高校	235	239,797	1,489	0.62%	6.3	299	1.27	0.12%	244名
		中学校	62	25,085	101	0.40%	1.6	10	0.16	0.04%	
2002年3月末	29	高校	239	229,579	1,379	0.60%	5.8	347	1.45	0.15%	364名
		中学校	79	32,475	95	0.29%	1.2	15	0.19	0.05%	
2003年3月末	25	高校	228	205,850	1,871	0.91%	8.2	355	1.56	0.17%	334名
		中学校	80	29,406	78	0.27%	1.0	8	0.10	0.03%	
2004年3月末	26	高校	212	183,697	1,247	0.68%	5.9	293	1.38	0.16%	503名
		中学校	64	23,740	82	0.35%	1.3	6	0.09	0.03%	
2005年3月末	27	高校	175	147,675	1,385	0.94%	7.9	279	1.59	0.19%	309名
		中学校	62	22,391	69	0.31%	1.1	6	0.10	0.03%	
2006年3月末	28	高校	212	179,630	1,389	0.77%	6.6	285	1.34	0.16%	349名
		中学校	65	27,257	70	0.26%	1.1	8	0.12	0.03%	
2007年3月末	24	高校	194	164,842	1,521	0.92%	7.8	188	0.97	0.11%	225名
		中学校	60	24,325	64	0.26%	1.1	8	0.13	0.03%	
2008年3月末	28	高校	234	195,264	1,805	0.92%	7.7	407	1.74	0.21%	396名
		中学校	90	36,675	90	0.25%	1.0	22	0.24	0.06%	
2009年3月末	28	高校	315	260,834	1,887	0.72%	6.0	513	1.63	0.20%	292名
		中学校	128	49,996	86	0.17%	0.7	24	0.19	0.05%	
2010年3月末	28	高校	282	226,914	1,406	0.62%	5.0	200	0.71	0.09%	311名
		中学校	127	51,284	113	0.22%	0.9	21	0.17	0.04%	
2011年3月末	29	高校	324	264,576	1,339	0.51%	4.0	148	0.46	0.06%	256名
	23	中学校	160	65,429	131	0.20%	1.4	15	0.08	0.02%	
2012年3月末	31	高校	340	285,506	1,194	0.42%	3.5	110	0.32	0.04%	調査せず
	27	中学校	158	64,543	99	0.15%	0.63	21	0.03	0.13%	
2013年3月末	33	高校	317	277,214	950	0.34%	3.0	118	0.37	0.04%	365名
	28	中学校	123	42,154	79	0.19%	0.64	8	0.07	0.02%	
2014年3月末	29	高校	300	256,001	807	0.32%	2.7	83	0.28	0.03%	321名
	25	中学校	126	49,197	43	0.09%	0.34	8	0.06	0.02%	
2015年3月末	28	高校	280	242,432	760	0.31%	2.7	101	0.36	0.04%	232名
	22	中学校	117	44,695	71	0.16%	0.61	10	0.06	0.02%	
2016年3月末	34	高校	303	260,542	786	0.30%	2.6	47	0.16	0.02%	調査せず
	24	中学校	133	52,970	77	0.15%	0.59	8	0.06	0.02%	
2017年3月末	36	高校	323	270,087	678	0.25%	2.1	50	0.15	0.02%	調査せず
	26	中学校	149	56,828	68	0.12%	0.46	3	0.02	0.01%	